

令和4年度 技術情報第2号
かんしょ アリモドキゾウムシ

令和4年12月2日
静岡県病害虫防除所長

県西部地域のかんしょでアリモドキゾウムシの発生が確認されました。
本虫の発生地区では防除対策を実施してください。

1 発生状況

- (1) 令和4年10月下旬、静岡県西部地域のかんしょの販売店で、内部が黒変した被害イモと寄生している虫が見つかった。農林水産省名古屋植物防疫所清水支所が同定した結果、アリモドキゾウムシと同定された。
- (2) 現在、名古屋植物防疫所と連携し、フェロモントラップを用いて本虫の発生状況を調査している。

2 防除対策

- (1) 残渣は発生源となるため、ほ場やその周辺に放置せず、焼却処分、ビニール袋などで密閉し完全に枯死させる、あるいは埋没して1m以上覆土をする（以下、埋没処分）。
- (2) かんしょ栽培ほ場、速やかに処分できない残渣においては、速やかに殺虫剤を散布する。散布後に茎葉及び塊根をすべて回収し、焼却処分、ビニール袋などで密閉して完全に枯死させる、あるいは埋没処分する。なお、本虫に適用のある殺虫剤は別表1のとおり。
- (3) 野生寄主植物（ノアサガオ、ハマヒルガオなど）を除去し、焼却処分、ビニール袋などで密閉し完全に枯死させる、あるいは埋没処分する。

別表1 かんしょのアリモドキゾウムシに適用のある農薬

| 農薬の名称 | 希釈倍数・使用液量 | 使用時期 | 本剤の使用回数 |
|-------------|-----------------------------|---------|---------|
| プレバソンフロアブル5 | 2000～4000倍・ 100～300L/10a | 収穫前日まで | 3回以内 |
| ベネビアOD | 4000倍・ 100～300L/10a | 収穫7日前まで | 3回以内 |

※上記薬剤は、土壌及びかんしょ残渣に対して登録はないが、植物防疫法第29条第1項の規定による防除を行うための農薬として、使用が可能である。

※上記薬剤は、同一系統（IRAC作用機構グループ28）であるため、連用は避ける。

【問合せ先】 静岡県病虫害防除所

〒438-0803 磐田市富丘678-1 TEL 0538-36-1543 FAX 0538-33-0780

URL <https://www.agri-exp.pref.shizuoka.jp/boujo/boujo.html>